浜松市環境美化推進員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市内の自治会等の環境美化推進員(以下「推進員」という。)について、 必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 推進員とは、市内の自治会等が選任し、ごみの減量及び資源化について、地域内での調整を図りながら住民の意識の高揚に努め、自主活動の推進を行う者をいう。
- 2 自治会等とは、市内で環境美化を推進する次に掲げる団体とする。
 - (1) 自治会
 - (2) その他市長が必要と認める公共的団体

(選任等)

- 第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、ごみの適正処理に熱意と識見を有し、ごみ減量の ための幅広い活動が期待できる者のうちから、自治会等が選任する。
- 2 推進員の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。
- 3 複数の推進員を選任した場合は、その中から代表者を決定しなければならない。
- 4 市は、前項により選出された推進員について環境美化推進員報告書(第1号様式)により自 治会等から報告を受けたときは、推進員名簿に登録するものとする。
- 5 任期の途中に代表者又は委員数を変更したときは、速やかに市に申し出るものとする。 (推進員の活動)
- 第4条 推進員の行う業務は、次の各号に定めるもののほか、自治会等が定める。
 - (1) ごみの減量化及び資源化等の推進に関する活動
 - (2) ごみの集積所の管理活動及び排出マナーの指導
 - (3) 資源ごみの拠点回収及び集団回収等の資源回収活動の推進及び指導
 - (4) ごみの不法投棄及び不適正処理防止に関する指導
 - (5) その他ごみ減量及び環境美化のための施策への協力
- 2 推進員は、ごみの減量及び資源化等に関する市が主催する会議に出席する。

(胸章の交付等)

- 第5条 市は、第3条第4項の規定により自治会等から環境美化推進員報告書の提出があったと きは、推進員の人数に応じて胸章(第2号様式)を交付する。なお、腕章は環境美化推進員報 告書に記載の数を交付する。
- 2 胸章及び腕章は、前条第1項の活動時に必要に応じて着用する。
- 3 胸章又は腕章の紛失、汚損等があった場合は、推進員は速やかに市に申し出るものとする。 (情報提供)
- 第6条 市は、第4条第2項に規定する会議のほか、推進員に対して情報提供等を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本則第3条の選任等の規定については、この要綱の決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(あて先)浜松市長

団 体 名 申請者 代表者名 電話番号

環境美化推進員報告書

浜松市環境美化推進制度要綱第3条の規定により、環境美化推進員について下記のとおり報告 します。

記

区分	(ふりがな) 氏 名		住 所	電話番号
代表者		浜松市	X	
【備考】			環境美化推進員の人数 (代表者含む)	٨
			 腕章必要枚数(不足枚数) 	枚

記載上の注意事項

- (1) 環境美化推進員の人数は自治会等で任意に設定してください。推進員のうち、代表者1名を選任してください。
- (2) 人数が少ない等の理由により、複数の自治会等で同じ推進員を選任する場合は「備考」欄にその旨をご記入ください。
- (3) 代表者を含む推進員の人数全てをご記入ください。人数分の胸章を発行いたします。腕章は、前任者にお渡ししてあるものを後任者が引き継いでいただき、<u>紛失や汚損・不足等により必要になった枚数をご記入ください。</u>

(表)



環境美化推進員

団体名

発 効 日 年 月 日

この団体は環境美化を推進する活動を行っておりますので、環境美化推進員の活動に御協力をお願いします。

浜松市長

市長

(裏)

(注意事項)

- 1 この胸章は環境美化推進員以外の者に貸与又は譲与しないでください。
- 2 この胸章は営利行為に使用できません。
- 3 環境美化活動時に着用又は携帯してください。なお、活動内容については所属団体内で話し合いの上、その範囲内で行ってください。
- 4 胸章を紛失・破損しないよう、十分注意してください。再発行 が必要になった場合は、所属団体を経由して届け出てください。
- 5 有効期間は発効日から3年間です。